

# 教育基本法「改正」案

2006年4月28日 国会公程

**前文**  
我々日本国民は、ためめ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家をさらに発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を求め、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

(一)我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く(二)教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

## 第1章 教育の目的及び理念

### 第1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### 第4条 (教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

### 第5条 (義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負ふ。

## 第2章 教育の実施に関する基本

### 第16条 (教育行政)

この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

### 第15条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度、宗教に關する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

### 第14条 (政治教育)

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第11条 (補則)

この法律に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

### 第9条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第7条 (大学)

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真実を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

# 教育基本法

**前文**  
われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性豊かな文化の創造を目指す教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

## 第1章 教育の目的

### 第1条 (教育の目的)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

### 第2条 (教育の方針)

教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

### 第4条 (義務教育)

国民は、その保護する子に、九年の普通教育を受けさせる義務を負ふ。

### 第6条 (学校教育)

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

### 第7条 (社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

### 第8条 (政治教育)

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第9条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第10条 (教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われべきものである。

### 第11条 (補則)

この法律に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

## 第2章 教育の目的

### 第2条 (教育の目的)

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重し、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

### 第3条 (生涯学習の理念)

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつて、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

### 第4条 (教育の機会均等)

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。

### 第5条 (義務教育)

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負ふ。

### 第6条 (学校教育)

法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

### 第7条 (社会教育)

家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

### 第8条 (政治教育)

良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第9条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第10条 (教育行政)

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われべきものである。

### 第11条 (補則)

この法律に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

### 第9条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第7条 (大学)

大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真実を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

## 第3章 法令の制定

### 第12条 (社会教育)

個人や社会の多様な学習に対する要望にこたえ、社会において青少年及び成人等に対して行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。

### 第13条 (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚することにも、相互の連携及び協力に努めるものとする。

### 第14条 (政治教育)

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第15条 (宗教教育)

宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第16条 (教育行政)

この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

### 第17条 (教育振興基本計画)

政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

### 第18条 (幼児期の教育)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、この法律及び他の法律の定めるところにより、幼児期の教育を推進するよう努めなければならない。

### 第19条 (私立学校)

私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重し、助成その他の適当な方法によつて私立学校教育の振興に努めなければならない。

### 第20条 (教員)

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

### 第21条 (政治教育)

良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

### 第22条 (補則)

この法律に掲げる諸事項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が制定されなければならない。

この間、徹底的に批判されたことを反映し、「すべて」「ひとしく」などの文言も残ったが、与党の本音は04年の「中間報告」にある。「疑念は払拭された」(自民党武部幹事長)の発言。国民の目をごまかすための手法。

「平和」を削除し「正義」に変更。「公共の精神」「伝統」などを挿入。全体として、教育基本法の多くの文言を引き継ぐなどの装いを凝らしているが、本質は、国家主義・軍事強化のための新国家統制戦略。

この間、徹底的に批判されたことを反映し、「すべて」「ひとしく」などの文言も残ったが、与党の本音は04年の「中間報告」にある。「疑念は払拭された」(自民党武部幹事長)の発言。国民の目をごまかすための手法。

学習者の「規律」「意欲」を明記。「教育の目標」と結びつき、「子どもたちを「態度」面から管理しようとする教育観が根底に。

「国民に対して直接に責任を負つて」を削除。「教育は、国民、とりわけ子どもたちから発せられる発達要求にこそもつて行われる」という基本原理の変更。「国と地方自治体の適切な役割分担」という条件をつけ、国の教育条件整備の責任回避へつなげる。

この間、徹底的に批判されたことを反映し、「すべて」「ひとしく」などの文言も残ったが、与党の本音は04年の「中間報告」にある。「疑念は払拭された」(自民党武部幹事長)の発言。国民の目をごまかすための手法。

「平和」を削除し「正義」に変更。「公共の精神」「伝統」などを挿入。全体として、教育基本法の多くの文言を引き継ぐなどの装いを凝らしているが、本質は、国家主義・軍事強化のための新国家統制戦略。

この間、徹底的に批判されたことを反映し、「すべて」「ひとしく」などの文言も残ったが、与党の本音は04年の「中間報告」にある。「疑念は払拭された」(自民党武部幹事長)の発言。国民の目をごまかすための手法。

学習者の「規律」「意欲」を明記。「教育の目標」と結びつき、「子どもたちを「態度」面から管理しようとする教育観が根底に。

「国民に対して直接に責任を負つて」を削除。「教育は、国民、とりわけ子どもたちから発せられる発達要求にこそもつて行われる」という基本原理の変更。「国と地方自治体の適切な役割分担」という条件をつけ、国の教育条件整備の責任回避へつなげる。